

昭和三十六年六月二十六日投票集(牙三号)
第二回市議会条例全議録

館山市第三回市議会定例会議録(第一号)

昭和三十六年六月招集

一六月二十六日(月曜日)

一議事日程(第一号)

第一 証告第四号 昭和三十五年度四月例月検査報告書

" 五号 昭和三十五年五月例月検査報告書

" 六号 昭和三十六年度五月例月検査報告書

" 七号 昭和三十五年度六月例月検査報告書

" 八号 昭和三十六年度六月例月検査報告書

第二 話向第一号 公有水面埋立について

第三 議案第四九号 第一中学校舎増築工事請負契約締結について

第四 議案第五〇号 昭和三十六年六月支給する期末手当の特例に関する条例

制定につれて

議案第五一号 館山市駅員給与条例一部改正する条例の制定につれて

議案第五三号

館山市駆員等の旅費に関する条例一部不改正する条

例の制定について

第五 議案第五三号 館山市駆員定数条例の一部不改正する条例の制定について

第五四号 館山市公会館条例の一部不改正する条例の制定について

第六 議案第五五号 館山市市税条例の一部不改正する条例の制定について

第七 議案第五六号 館山市国民健康保険条例の一部不改正する条例の制定について

第八 議案第五七号 館山市印鑑条例の一部不改正する条例の制定について

第九 議案第五九号 館山市部課設置条例の一部不改正する条例の制定について

第一〇 議案第六〇号 昭和三十六年度館山市特別会計公益債屋入支出追加更正予算

議案第六一號 昭和三十六年文館山市特別会計国民健康保険ス入支出追加更

正予算

議案第六二号 昭和三十六年度館山市特別会計と商場オ入支出追加更正予算

第一一 議案第六三号 昭和三十六年度特別会計休養施設ス入支出追加予算

第一二 議案第六四号 昭和三十六年文館山市オ入支出追加更正予算

第九の次に追加

議案第六五号

館山市衛生処理場設置条例の制定について

第三 隨時サ納之人議員一覧

一 現在議員三四名よりの氏名次の通り

一 季 春 三 月 五 季 九 一一 季 一三 季 一五 季 一七 季 一九 季 二一 季 二三 季 二五 季	本 山 三 次 秀 岩 崎 吉田 勇治 川 名 房 長 谷 川 安 次 小 林 寅 三 助 江 田 徳 一 江 田 徳 太 郎 石 井 一 江 田 徳 順 志 村 信 作 鴻 田 一 季 佐 野 黒 川 佐 太 郎 孝 井 政 治 後 藤 力 二 季 田 中 禪 郎 秋 生 田 七 郎 義 男 金 田 義 男 鈴 木 甫 藏 二 季 於 木 彦 太 郎	昇 山 次 節 靜 致 吉 田 一 江 田 徳 太 郎 一 江 田 徳 順 志 村 信 作 鴻 田 繁 繁 野 黒 川 佐 太 郎 孝 井 政 治 後 藤 力 二 季 田 中 禪 郎 秋 生 田 七 郎 義 男 金 田 義 男 鈴 木 甫 藏 二 季 於 木 彦 太 郎
--	--	--

金門市議會

二十七番 田中忠藏

二十八番 加藤良太郎

二十九番 遠山三木子

三十番 北山恭雄

三十一番 因村喜兵五

三十二番 鈴木孝

三十三番 山口幸三

三十四番 松本藤太郎

三十五番 山口康

三十六番 週貫壯作

一法算百三十二条並其席說明員

市長 田村利男

助役 小出武男

收役 完六貢

總務課長 山口寅

秘書課長 山谷潤相

稅務算三課長 多田俊一

商工水產課長 羽山房雄

福祉事務局長 長谷川元治

厚生課長 伊藤幸太郎

税務第一課長代理 富官兼次

保険課長 神作裕次郎

農産統計課長 吉田耕一

市民課長 高木招三

建設課長 新井重助

運輸書記長 大島重義

消防署長 安藤龜吉

教育課長 川藤和平

庶務課長 鶴沢賀覺

監查委員 川上榮

「本議會、事務局長書記及公職員

事務局長 有岡梨清一

書記 太内博雄

金門市議會

書目

記

丘

藤

恭

一

職

員

山

口

曉

之

一千前十一時十分開會

一欠席議員

○議長 山本昇（君） 今日の出席議員數三十三名 第二回

市議會定例會下開會二月一日至

本定期會議案說明 一、市長 小出助從 家戶收入從
山口課長 山谷課長 多田課長 羽山課長 新井課長 吉田
木課長 吉田課長 神作課長 喬谷川助長 大島書記長 金田官
主事 工藤衣吉長 鎌次課長 川上監查委員 以上之出席
不來者二十六人而報告二月一日至

會議錄署名三員 申捐名二十一至二 不定期會三員署名

五番議員 山崎平野 等五人 三三番議員 山口幸三君 以工

西君下指名いたしました。この間に御黙議ござります人か

(「黙議」なしと呼ぶ者あり)

議長(山本昇君)御黙議なしと認めます。

にて決定されまること

議案下配付いたさせます。

(議案下配付)

議長(山本昇君)議案の配付もござりますが、
ハーハーと認めます。

会期の決定下に行います。本定例会の会期はつまづく

議会運営協議会の意見は本日六月二十九日まで三
日間ということであります。

私はかりにやります。会期下三日と定めますことにて御黙議

ございません。

(「黙議」なしと呼ぶ者あり)

議長(山本昇君)御用議事と認めます

さて会期は三日と決定されまし

本日の議事は下手えに配付の日程表にて上程、第一事項冒頭に市長の提案理由の説明下さい。

(市長田村利男君登壇)

市長(田村利男君)本日の定例議会の開催に當りまして本議会に提案いたす大体のことにつきまして御説明申上げます

まず四月以来六月までの例月検査報告、議案といふことは第一中学校の増築工事、請負契約の締結ござります。算定といふことにつきましては、三六年三六月に支給されるべき期末年金へ特別条例、制定につき、第三に貯蓄貢賄と条例の一項改正する条例の制定ござります。次に館山市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する

条例でござりますが、これは主として内容は市内生活の発達
を幾分エゲるといつ程度のものでござります。

次に定数条例でござりますが、これはもとより下がり改正で
ござります。次に公民館条例、一部下改正するといふ
ことでござりますが、これは那古の修武館の問題につけて
の内容でござります。次に市税条例、一部改正は市民
税の条例改正と輕自動車の改正でござります。次に館山
市国民健康保険条例、一部下改正するわけござります
が、これは国民健康保険加入につきまして新しく上から
参りましたことにつきましての条例改正でござります。
次に印鑑条例、廻する改正でござりますが、これも印鑑
等の非常にて下がり、面につきましてはまだ不足で
あります。この二つの改正でござります。次に提案
はなま市館山市役所条例におきまして今まで十三

負山市議会

議長先生、第一回新規の用意市議会へ西上請もあり。

本件は本件は今後各方面に發達する事ある市内的情勢、日本の情勢にかんがみて、館山市に

企画課と申しますが、新規も下取扱ります。

企画室下取扱いと企画室設置と、二つとも他

特別企画室設置と、企画室設置が、市發展のため、この他

重要事項でござりますので、慎重御審議をお願いいた

ます。

三十

(書記 請 読)

報告第四号 昭和三十五年度四月例月検査報告

五号

五月

報告第六号 昭和三十六年度五月例月検査報告

" 一 手 昭和三十五年度六月 "

" 八手 昭和三十六年六月 "

議長(山本耳君)監査委員の説明を求めます。

(監査委員川上栄君登壇)

監査委員(川上栄君)報告第四号(本年四月一四に実施)ハニヨリ
大昭和三十五年度四月例月の例月検査の結果を御報告申一エ
ゲます。

詳細につきアーベはお手え、報告書面通りであります
が主なものは下申一ケリモと三月中市税の收入額は十五
百、十九万六千五百七十八円でありアーベ三月までの累
計額は一億四千五百十三万六千三円となりテニルア
納期の到来分につきまテスと調定額は九一、二一
收入率合は八六、一%前年同期に比較アーベスと一九%

上早一にておわりでござります。

支出面でござりますとがその主なものと申しまりますと
館山大橋及び道路新設工事費は西三十万円＝牛の
税金増築費第三回支払分三百六十五万九千円　公金
住宅新設工事費が西三十万円であります。

特別会計につきましては省略させていただきます。

報告第五号第六号本年五月十三日実施結果
昭和三十五年五月及び三六年五月の例月検査の結果、

下御報告申しあげます。

報告第五号は昭和三十五年五月四月分でありますて收入の
主なものは下申しまりますと市税收入額四百九十五万百
八十円で四月までの累計額は一億五千八百万八千五
月と申しますと調定額は九千一百八十八万八千円
前年同期と比較して一月と二月と三月と四月としてある次第で

ござります。税外収入の主なるもの下申上セゲますと
市舎の建設市債千五百万円支出来でその主なものは
館山大橋及び道路工事第1回支払分二百五十九万一千円
公害住宅工事費第2回支払分百六十一万円 図書館買
收費第5回分支払百五十万円あります。

報告第六号は昭和三十六年度四月分でありますので收入の主な
ものは下申上セゲますと市税収入が八百十三万一千円 納期
の到来と併せて調定済額に対する収入歩合は二・七%と
あります。前年と比較して一割以下、六%低下してエリ
モト 税外収入の主なるものは地方交付税一千三百四
十万五千円あります。

支出面でござりますがその主なものは市税の完納奨励金
二百五十九万円であります。

報告第七号は昭和三十五年度五月分でありますので收入

のふもなもの下申一ミグモトと市税收入は四百九十三
万千七十九円でありテ五月までの収入累計額は
一億五千四百九十九万三千九百六十四円がありテ調
定額に対するモテ收入が合は九ミー%ヒキテ前年
同期に比較ハ一ミー%とミ、一々上昇してゐる次第でござ
す

支払分でござりますがさのふもなものは土地改良費
水却暗渠排水工事費六十六万円波左向へ災害復旧工事
費八十三万一千円あります

欠損額分でござりますが四十一万六百六十六円計ヒテ
あります。その内訳ト申一ミグモトと市民税が一四万八
千四百六十四円 固定資産税が三十三万百五円 その他三
万一千八百九十七円となりテ合計モト 未納額でござります
が千二百六十万千三百三十九円計モトありモトが二水は

昭和三十六年年度 新年年度一縛越すものであります。その
内訳下申一エゲモト、市民税が二百四十九千八百十九円
固定資産税が九百九十七万五千百六十四円 その他九十七
万六千九十九円であります。

報告第八号は三六年度五月分でありますてその収入へお
もなものは下申一エゲモトと市税收入が二千三百九十一
万四千九百三十三円であります。その内訳下申一エ
ゲモトと固定資産税が一千四百七十六万三千円 電気
ガス税が二百八十万円 軽自動車税が二百六万九千円
たゞ、消費税が百九十九万六千円であります。

納期の到来一ヶ月調定額は下申一エゲモトの収入合は九・四
%であります。前年同期に比較して下申一エゲモトと五・四%
上昇してゐる次第でござります。

支出面の主なものは中学校の机の購入費三十八万円

公債元利還金、六十万六千円 利子の五十九万六千円
であり了。償付。

以上もちらりと報告第四号乃至第八号の説明下終了。

議長 山本 昇 君 以上で監査委員の報告は終り了。

これにつきまして御質疑ございませぬか。

六番(鴻田 敏永君) 以上とお聞えしましたが五月不現在に
調査など、たゞ数字で市税にてきまして未納額がある
ので丁度これは納期到来のものと納期へこなしても
というのと区分してお知らせ願ひますと思ひます。

監査委員(川上 栄君) 今年度の三六年度のことだと思ひます
が納期へ到来しない分でございますが、如何と御
報告申一エリります。

議長 山本 昇 君 六番議員へ申一エリますが主管課

長。方へう説明いたさせまへようか

。大委(鷗田繁君)より願ひ、下
。熊谷課長(山本昇君)三六年度一般会計これは全額納期
べすゞ三十一年三百八十万三千二百三十九円といふのは
本省の滞納額ござります。

。一、委(安西政治君)質問へ答へますが特別会計休養施設の
三六年度三月末現在の状況ござりますが手元に記
らぬて旭山荘の決算書と対比して例えば現金
の金額とひつものが差がある。こういうものにつけて
の御説明をお願ひ一と願ひます

。商工水産課長(羽山房雄一君)監査報告へ現在高六十三万三百
三十三円とござりますがお手元に配付した印刷物では
現金六十七万四千九百六十三円この差があるがこれ
について説明しろ。こういうことござります。これは

市金庫に入るものと農協預金との差額が二九、六
千五十二円です。二十九、六千五十二円で御承知願ひます。

○(安西政治君)貸借表にある預金は農協預金で了解で
きるのであるが、この間の市金庫の現在金高と貸借対照表
の現金の金高との差はもううんぬ山社に残つて、
た預金であつたと云ふことは想像がつくのですが、その辺
はどうですか

○(商工水産課長)これは私どもが市金
庫理在高によつて一千九百一十で鳩山社がまだ手元へいわ
ゆる農協預金も手元に若干のフリ銭あつたは現金操
作上へシのがあつたとその差額が約現金の数字の上
で四万三千円一かある、二十九、六千五十二円でござります。

○(安西政治君)その現金の残額といつもの残額と云ふのは、その数字に
比べても想像はつくるでござりますが、大体三月三一日

は締切りだと困りますのであります。もちろん官業にて
おるので相手へ準備金と一うちもあらかじめ支払うというこ
とは想像されますがやはり農協預金に一部しておきます。
たゞ一日のところでもう一つ西井領土へ二ヵ数字下合せ
おりてくれた方が更圓やその他のとかくの疑惑といふものが
わからぬではなきが、こつづらにとが感ぜられるのです。
今度この回につきまつて予焉はどういうお考えござい
ます。

商工水産課長(羽山彦雄君) 実は私ども三月三日現在で報告
してござりますが出納開鎖の五月三一日まで整理期間下
もたきつてその間で整理一括ものが結論に石川アリですが
これは一六三月三一日でおさえた数字で一応開鎖書申一
エゲモにてなあその後の売掛金の回収未払金の整理
一六四納開鎖手帳にてあります。二月日複式簿記

の關係で市の整理簿と合せる關係で三月三日現在で整理期間と待たずして計算にて算定し参考のため五更でする。こういうことになります。

○○委(安西政治局)よくわがものですがせいか計画されただからであります疑惑のなにように電話一つで川下豊陽へ入れておいてくれといふことでできるだけはなしかと思う。そういうことより考え難いが幸いであるといふことより申一エリカ・大河内がござります。

○商工水産課長(羽山彦雄君)御指摘のよう十分同意の上、こうした特點注意いたしまして工事を行います。

○○委(萩生田十郎君)休養施設の問題でちとと御説明願ひたいのですが未収金といふのがあるのですかどういう性格のものが二百五十分円もあるが、

それがうち内容でなければとも例えば私どもの常識で

もつてすろと石庫田少く六十四方と、う土地へ借方
決算がありまつたが、この土地下等はされぬけれども人で
すがこれ下別に借り入りますか、その辺下ちよ」と説明
願ひた。

それから資本金の計算額でありますか、三百七十万二千
円といふのは一般会計の繰入金でありますから、資金額が
いかどうか、それにつけて御説明願ひます。

商工水産課長(羽山彦雄君)等一同であとだ一三一であります
減価償却。關係ござりますが、これは定率年法下用
いよして計算して下さい。

おお資本金の問題でござりますが、一般会計の繰入金
二百六十万と土地、評価額四十七万二千三百三十円、あそ
この土地は山林地など、土地主すがすぐ付近の宅地
の等級と適合せよて、こういう評価がされております

金山市調会

合て三百四十 = 千二百三十円

それから第一回の復向、趣旨は、さうなひですが、
三〇番(萩生田七郎君)借方未算で未収金というのが三百五十一
万ノ千円計上してあるのですが、これはどういう意味か
御説明願ひます。

市長(田村利男君)簡単く申一エゲマスと累がう支出金 =
百五十万通知があつてまだ入らなかつた未収金というこ
とござつてます。

議長(山本昇君)以上で監査報告了承願ひます
暫時休憩します

午前一一時一五分休憩

午前一一時二〇分再会

議長(山本昇君)休憩前引続會議下開きす。

日程第三 詔向第一号下工程ノヲ了す

(書記朗讀)

詔向第一号 公有水面の埋立トシテ
建設課長(新井重助君)詔向第一号トシテ
技術ノニと
トツシテ御該件申一エリモト

船形漁港は昭和二十五年七月廿二日工事下始めテ防波堤
あるいは岸壁工修理にて參りテモトシテ 昭和三九年
より岸壁、修築と荷揚場の修築ニシテ方西ノ工事
下集中一々のござります。それト伴リヨリテ港内、
浚渫トハカリヨリテモ土砂下岸壁の裏側に盛リヒリ
カヨハシ荷揚場のところともマツタシテ、その当時公有水

面の埋立申請下トシケル所は少く、大へてありモ丁が
真の才の都合もニシキニハツカニタサう工事が入半濟

貿易局議合

モニタ 今日、これ下やろこと大なるもので、ハハハめに追
認と、う文字がでてますのであります。この追認に付
モニテ 船形港の港内面積下除モニテ 陸上施設に使
用ハシテ ます面積ハ一六四三一坪となるべくござります。
その内訳下申一ますと船の着場と一く利用ハシテます
ガニニ一九坪 荷揚場ニ付は特定ハシテ ます。
ニ八ガ三三四八坪 岸壁ハ沿ツテニヤニ四坪 あリテ此ハ
ハ一般利用地ニ付は漁港開保施設と一くでなく一般ハ利用
する土地でござりますが、これが大九三三坪 その他一四二坪
アリ 合計一六四三一坪でござります。
裏の面積がござりますが赤でぬりモニテ範囲が埋立区域
トナリテモニテ な五ニ五年から三六年度までに西一
ヨーロエ工費が一億六千七百万円でござります。
以上でござります。

○三三番(山口幸三君)諮詢第一号につきモ一一名前へ賛成
者下得て發議者と一にて答申案下提出シテ一月一日の
日より御賛成へほど下五箇申一シギリモト
議長(山本昇君)六月三日三番議題下に發議がありモト
答申案下票案通り決定シタモト下御里議ありモセ
ル。

(黒議会と呼ぶ者あり)

議長(山本昇君)御里議会と認めモト
シテ答申案は、の五、決定されモト

。議長(山本昇君)統一で日程第三議案第49号下上程、
六一三す。

(書記 諸 説)

議案第49号 第一中学校之舍浦築工事請負契約の締結

。庶務課長(鶴沢貫賞君)議案第49号にて御説明申一受け
ます。

本工事は当初予算にてまとめて議決済みのものであります
。補助起債の更通一もつとまることで今回工事請
負の締結下へいとひうものでござります。

六月一日に現場説明下へいりまして同月十七日五業者下
指名へなれました。その業者名は岡万次郎 高橋俊男
計岩尾 渡辺政剛 島野光治の五名であります。

その結果最低の岡万次郎と契約へいとひうものでござい
ます。工事の概要是閑面にござります通し四畳半二階建木
造セメントボウルボキヤ一、三坪でござります。

議長(山本昇君)議案第49号討論有畠稟來通し決定
いたす御異議ございませんが

(「要議」ハシと呼ぶ者あり)

議長(山本昇君)御要議ハシと認めます。

さて本案は原案通り決定され玉手に

議長(山本昇君)統一て日程第4議案第5号乃至五二号
下括上程いたします。

(書記朗説)

議案第五〇号 昭和三十六年度六月支給する期末手当の特例に関する条例の制定

議案第五一號 館山市職員給与条例の一部改正する条例の制定

トツハセ

議案第五二號 館山市職員等の被費に関する条例の一部改正する

条例の制定トツハセ

秘書課長(山谷潤次君)議案第五〇号トツハセ御説明申一ツります下

本案は職員並びに特別職、夏季手当へ特別でござります下
従来特別職又大議員一般職員夏季手当の支給条例は三
本下りてござりますが特別でござ一本にて支給します
とするものでござります

なお支給率は改正は先般千葉県下の市長会主催の市の
担当者会議が開催されモードと並んで各市から相互通見
の実授がありモードでそれ下参考にてモード館山市へ職
員組合から西支給のありモード支給率は六市の大政等を
勘案モードで今回は百分の七五とあるもの下百分の一
一〇。そのほか一般職員は勤務手当が百分の二五あります
下で合計百分の一三五の手当下支給しようとするも従来は
あります。なお特別職につきモードはこれも従来は
館山市はほとんど県下の他の一市と比較して最も下
位であるのでござりますが今回は各市の状況等も考

廬、アーモーで職員同様に特例下設定して支給アーバンでござります。この來が通りアーバン場合に日本は館山市は一ノ市の取下位からニ・三番目にあつたがや、と一ノ市へ一二・三番位によるのでござります。それで職員も今ナリ一層市民のサービス等下全力下注ぐと思われますのでせひお願ひアーバンです。

次に五一号議案は給与条例の一部改正でござります。特殊勤務手当の改正でござります。一三条等二項等一号中「六十円」ア、「百円」ア改める。これは防疫手当、伝染病発生の際に従事した手当でござります。

次の「百円」ア、「二百円」ア改める。これは行政死病人取扱手当。次の「五十円」ア、「百円」ア改める。これは危険作業手当。次の「三百円」ア、「五百円」ア改める。これは微収手当の内勤者でござります。外勤者との均衡アーバンとカタウド

金 計 口 書

五百円、支給するものであります。それから
新々祭壇装置手荷と葬式用の祭壇でござる
事すが、これは従来手荷はなかつてのでござりますが
三月下とりづけからはずすところまで一件と一月六
十月一下支給する。こういうとすらものであります。

次に議案等五号の館山市職員等の旅費と開丁の
条例一部改正でござりますが、四時間と三時間と改
めると、うのは市内出張の手荷ござらず、従来は
四時間出張一ヶ場合には初めて四十円の旅費下です
こうなつてですが、この四時間という時間は土曜日
は一時半から二時まで勤務しても三時間半ですか
うこれがもう之なかつたのでござります。こういう不合
理がござつて、今回「四時間と三時間」に改めま
すとするものでござります。以上議案について説明終

。三四番(松本・藤太郎君)市の駆貢に臨時、駆貢が大部たくさん
ある。いつも人でなく対する期末手当はどういうふうに
なってますか。

。秘書課長(山谷潤次君)臨時駆貢には共済組合に加入してい
る者と加入していない者と二種類あるのであります。

。共済組合に入らしていける者は長期にわたってどう一ヶ月も市
が必要であるという駆貢は現業貢が多數であります。
共済組合に入らしていける駆貢には今回は賃金の
臨時増給下ります。一月三三日分下支給一ヶ月と想して下
ります。これは率十ドローワードで一月三五日と一ヶ月で
一ヶ月二分ドローワードです。それから共済組合に入らしていける
臨時駆貢には二五日分一ヶ月分でござります。

。三四番(松本・藤太郎君)よくわかりません。率としては大体

平均一ヶ月あるようですが、共済組合に加入してある現場の職務員といふのは例えでいいですと厚生課へ塵埃の修理の方である方があります。これはやはり共済組合加入の臨時雇員ですか。

秘書課長(山谷潤相君) 大体共済組合に最近採用された一ヶ月、二ヶ月、三ヶ月の方はまだ加入しておません。

三田秀(花木藤太郎君) もう一ヶ月と半間、二ヶ月だけの人が少しだと行政執行上必要だと云ふうな人は全部共済に入れて下さいね。

秘書課長(山谷潤相君) 大体その方針でござります。

大体事務職員は一年以上です、六ヶ月といつても共済組合に入つておなじみで、三名であります。これはその仕事が終り次第いつでもやめてもらうといふのが建前であります。

事務職員の臨時被雇用者はほとんど共済組合に入っています。

リチャード。

議長山本早(午)議案第50号乃至52号討論省略原案通り決定^ハすに御奉^リ議^シば^シマセん。

(「里議」^ハと呼ぶ者あり)

議長山本早(午)御奉^リ議^シば^シマセん。

さて三議案は原案通り決定^ハす。

暫時休憩^ハマテマス。

午前一一時五十分休憩

午後二時一〇分再会

議長山本早(午)休憩前^ハ引続^ミ會議^ハ開^カマス。

日程第5議案第53号及^ハ54号下^ハ括^ク工程^ハマテマス。

(書記 請読一)

議案第53号 錦山市取扱定義条例一部改正する条例の制定

ハツハツ

議案第五四号 鎮市公民館条例一部改正する条例の制定につゝて
庶務課長(鶴又貫賞君) 議案第五三号につゝて御説明申一エリテ
從来校事委員会事務部局、職員、学校の便丁、圖書館、職員
等一本であつたのでござりテが今回これにて分りテ一
さうに高等学校幼稚園の定教下明示しやめりでござり
ます。

第一へ教育委員会事務局の職員更員一五名その他職員二
人で計一七八人 学校の職員のうち高等学校教員、これは
予算上計上してありヨリ十職員下そへヨリ二十七人定教と
てエタバウケでござります。 教育職員教長以下二七人でござ
ります。

事務担当職員三人は事務職員でござります。
その他の職員二名は事務補充員便丁合計三二名 小中學

校職員は二〇枚の便丁三一人下べべ計五人なりけりでござり

ます

幼稚園の職員教育職員三名のうち六人の園長ござります
ます。北条幼稚園館山幼稚園の便丁でござります
合計三人でござります

学習院火木の職員で青年学生役、職員更員担当職員四名は
豊原の青年学生役が二人、神余べ一人、西岬べ一人合計四人

図書館の職員は更員一人と便丁の二名、ホールの職員 看
守人一人以上、さうに改正一六いといふものでござります
議案第十四号公民館条例の改正でござります 三月一日
日 守付收受、議決下願、了了、那古の修武館、以下
館山市公民館那古那形分館と一々二二へ分館の中へ加之よう
とこうものでござります

議長(山本昇君)議案第五三号及び五四号 議案通り決定

「アラモドク御黒議」などいはず人か

（「黒議」）と呼ぶ者あり

議長（山本早君）御黒議」と認めテ下

よつて兩案は棄て油り可決されテ一

議長（山本早君）統一曰程算六議案第五五号下工程ノヲテ

（書記訳読）

議案第五五号 諸山市税条例一部改正する条例の制定につて
税務第一課長代理（萬吉兼次君）五五号議案につて御説明申上スリ

マズ

地方税法の一部改正下伴、ヨーマ同治省の通達トナリ以エ
の改正下行マズ

ニ四条ノ如きニテ「六十五歳以上、老年者」に改正マ
ルアタス。それから前年、所得「十三万円」下「十五万円

トこれは未成年者老年者でござります

六一条の八項 固定資産税の課税標準でござります下港
此は舊却資産税の中、特例中ござります 小口内港船
船の課税標準が從来は三分の二でありますが 今回へ改正で
三分の一に改正されました

六五八条の輕自動車の納税義務者でござります 下港は從
来三公社 日本鉄道 専売公社 電気公社等の 輕自動車は非
課税品とされていましたが 今回、改正により 普通に改正されました
おうだな、たのむござります

六二条の軽自動車の税率でござります 下港は 輕自動車
のその他の車と一括耳額一千五百円でござります 下港が
今度、改正によりまして 二輪のものが一千五百円 三輪のものが
二千円 四輪乗用車が三千円 貨物用が一千五百円に改
正されまことに 以上ござります

議長(山本昇君)議案第十五号討論者零未通、決定、
一票下御要議事とす。了人。

(田議事と呼ぶ者あり)

議長(山本昇君)御要議事と認め下

山本昇は提案通り決定下

議長(山本昇君)統合日程第十七議案第十六号下日程二六

一票下

(書記朗説)

議案第十六号 館山市国民健康保険条例一部改正する条例

の制定について

保險課長(神作啓次郎君)第十六号国民健康保險法一部改正につけて

申一工ガ主

現行条例第四条は国民健康保險の被保險者とし得る者

ヒーで貧困のため市民税免除を受ける者及びその者
に属する者と想定して下さい。今後国民健康保険条例の
改正がござりますので、これらの方も該当する者も国民保険の趣旨
から被保険者とするよう取扱い改正をいたしました。本市も
この規定下削除することによって保険医療の適用除外
者を少くそろとするものであります。

三四番松本藤太郎君) 今、被保険者はすね削除に付いた人
ですが、これが該當する人は国民健康保険で掛金はしません
けれども、国民健康保険と一緒に医療とか、介護の面で
それともそろでなく生活保護法に付してか、ちの面で
保険課長(神原哲次郎君) これは生活保護法下うけの者は優
先料金であります。あとで一人も漏れがござうと他の保険料何
より入るところとござります。

議事記録本日午後議案第五六号討論省略提案通り決定

一 食山市議会

ハーモニカ御用議事堂アサヘ

(「里」議事と呼ぶ者あり)

議長(山本昇一君)御用議事と認めます。

よ、マ本案は原案通り決定ハセテ一トス。

議長(山本昇一君)後、て日程第一、議案第十五号下上程ハセテ
一トス。

(書記朗読)

議案第十七号館山市印鑑条例の一部改正する条例の制
定ハツシテ

市民課長(高木哲三君)議案第十七号ハツシテ御説明申一エグマ
第一二条は今までは、市長はゴム印または三文判のような
形合困難と認める印鑑の届出へ受理下拒む、とがで
る」というあります。がそれ下今度細かく明記一エウケで

ござります。今まででないと人の印でも受理一なくてはいけない」と云ふ、マサニチ一氏が今度はテ籍簿とか住民票でござりまする氏名あらひは氏、名の組合せとかそつう印鑑でなければ受け付かうといふことではあります。受け付けてござります。それから一三条の二でござりますが今まででは受けるとまへ船舶因難と認めて場合一二条の二の「届出にてある印鑑が損壊滅失のため船舶因難と認められるに至つたときは該印をせることができます」とあります。これは今度一三条でそれは一一条の四「その地市長が不適切と認められるもの」これに該当することになりますので今度一三条では証明の拒否でござります。今まで届けにある印がさ損壊滅失のため船舶因難と認められるに至つてときは証明下拒否するこができるといふことになります。

一 質 二 請 令

一三条の二は、印鑑証明下に、これは転入届は原則として、
ターミーでは移動検証明下も、ヘリテ住民登録へ編
入届にてあります。活動代り、転入届は、どちらとも住
民登録はできませんと述べます。本人の確認ので
きる場合は、一ヶ月を超過しないときは印鑑証明下し
ます。どうぞと、こちらからおこづかへ転出先へ通知下さ
ります。それと照合して、場合は、こちら返事が参り
ます。どちらが、同一の届出と同一命令になりますので、二ヶ月
と、うそと、ターミーをおきまつた。

それが、第一条规定にあります。が、今までも、閲覧させて
はあらずせんが、やはりこの禁示といふことは、銘記して
おへん様があると御心地よいのです。たゞ少くとも、ターミー六
等三号様式といふことになりますが、今までは印鑑証明
書の裏面に、印がおこりますが、これは認証証

「用日下調べるべく審下みはけれはからむ」という不便がありヨーベのぞそれ下審べべーてやべべめぞござります。

付則へ二ござりますがこれは今まで届きてある印で、この想定に抵触するよう印も中にはあります下がき今の間今まで通り板、たゞくこと付則で想定して下さい。三四番(飯田義男君)この条例は市にか国子六は市にかの想定に準じて市へ作つたものであるが市が独自にこの条例を作つたものであるかといふことか一つ。

それから三号様式の大ささ及び書式ござりますがこれには村、市等どちらへな直があるのですか、川下何とか統一されてもるものはないのですか、

市民課長(高木哲三君)この条例は市独自で作る条例でござりますので市独自で運営上不便下さりますので改正一々わ

一 負山市議会

けであります。

それから証明書の様式でございますがこれは各市町村
によって条例で定めますので、いろいろ大きさのもの
がござります。それでも市といふところでは今まで各
市から「ろく」夏本下取、てみよーだとこうか、こうか
うな一面と上下利用してあるのが大部分だ、たゞこの二
の方が便利だと想ひ、モーハードに川に貯めます。
=四番(飯田義男君)どうやらますとある市では印鑑届が
可能であるということだ、館山市へくると困ることがあり
はしないか。

○市民課長(高木哲三君)各市町村でこの条例が制定されておる
關係でそういうことがあることはあります
○四番(飯田義男君)と云ふと非常に必ずしも問題になりま
すが自分の氏名等全然入っていない印鑑というものが一

は一ばかりですがそらいうふうなものはないが
ますと全国で統一され、はい、それで一ヵ月が館山市
だけがさういう状態だとこうことがあると不便な、と
が起つたことはありますかといふことであります。でもう一回
。市民課長(高木哲三呂)全国的に各市町村に下して意見ます
すみどりとも並んで問題で困ります。今回、
提案する一回のようには氏名どちらからか個人、法人、会社等
れは公らないといふこととどう改正してあるところが
多くあります。つまります

議長 山本昇(西)おはより一回です。

議案第57号 討論省略案案通り決定してます。御
要議ありませんか。

「要議なし」と呼ぶ者あり

議長 山本昇(西)要議なしと認めます

よ、マ本來は原案通り決定、マ一チ

議案一山本昇君(続)て日程第9議案第59号下工種ハ六

一チ

(書記説)

判定につひ

議案不第59号 館山市卸課設置条例一部改正する条例の

筋(小出武男君)議案第59号にて御説明マ一チ
手元に事務内容についての刷物^印下配付にて玉トモ丁
の御覽願ひます。從来市下おヨモギーではニ^シ等
一から第5まで全画調査係^ム主管事務と一て書類
ヒケヨ一ハがニ^シ事務はすでに税課及び總務課に
おいて取り扱わ一てある事項でございテ
大体市の仕事下申一チとセキリ各部局下おヨモギー

て国県というつながりによる事務にて行政が行われてゐる
わけでござります。これにて先づ他課との関連につき市
全体と一との関連といつて面によきことは現在の機構
そのものが統制的式によきことよりといたり傾向が多分にあ
るわけになります。

時代は非常に進み、一方社会情勢が変化する
に従事と新なる角度から市全体的にこれ下研究しなけ
ればならぬ事項がすでにあります。より下に丁しまつて
今後とも起りうる可能性が強いたれりであります。
従う考立がつゝ事務にて從来の事務下ニツバ課に分
属して玉手で事務下一つの官能課と申して置か
たですが、以下内容が充実するにつれて課の昇格の時
期があると因りますが、一官室といふことにして下一元化し
ます。こうした時代の推移に対応して、こういう考え方下

もうそろそろこの企画調査會下の際設置一派はお手えに差
りけであります。構想といふことはお手えに差
りげて下ります事勢下行うめりでござります。此の
取扱う脳風は現在の市内から優秀な脳風を集めます
数名の室にて、こういうふうに考えてナリます。
現在各市でも非常にニウーハ考の方もちらりと下
べる三の市では企画室下設けまして今申一派で
べらうなこと下やつていいのぢやないます。

今市ではそういうこと下とりへまことに企画下海化一派
いきなり、かくうに考立の次第が本來下提出一派けで
こぶります。

（市長）田村利男君（なまむら 利男）設置につきまつてはかねて市令の
皆さんから市は突發的でないと下考えていかが減に又理
するのではいかとかいう御批判がかなり強かつてござ

え、ますが、もう、うことも、もう、ころんあります。
先般五ヶ年計画の計画書も作りました新一、将来へ企画と
いうものも、企画室下設けにそれ専門で検討^発させると、い
うものも設けました。金剛山市發展のため、今後大々活用し
たい、こう、意圖、下々今國企画室設置図下用についため
付けておきます。よろしくお読みください。

四番(志村信作君) 美一郎、監督はどくさんか。

助役(小出武男君) 大企画室の隣りへ準備室下予定にてます

四番(志村信作君) さうすると一番長は企画室長といつて
が、調査係長といふ名稱になりますが、

助役(小出武男君) 調査室長でござります。

三四番(松本藤太郎君) 昨年で一九〇八年の新一、建設計画

調整要領、基づいて市の建設計画、調査本部といつも

それとこれとどういう関連があるのか、以下一つお尋ねします。
まことに、市長の件にて市の新市建設審議会議会名前下
で何が何が何がどういふふうな会がござつておる、どう
いふものと、関連につけて

市長田村利男君(直接五ヶ年計画とは無関係でござります)
協議会といふものと将来の形で結びつけられて考
えはござりますが大体のまゝとこうます。市下設置して
一で車両下駄四個――と――の人の方への研究下りて
――車工作り上げてござります。

将来はもつと事勢量も各課に分散してあるものもさうに吸
合して――で本音に計画調査といふもの下一本下りて計画
課と――ものへ成る――でござり、――メルラハ考之――

。三四季(松本勝太郎君)ミテトと理石実始一エトモト
五ヶ年計画とは別といはずとそれ下も含めて五ヶ年
から先へこと下調査企画一々くニラハラヒトでナシ、
。市長(田村利男君)ミテアリ

。三四季(松本勝太郎君)ミテアリト今へお詫び下と増
口國一ノノクニ各課がう優秀な課員下充てると、うニトモトが
各課も非常に手不足だと、いうニトモト前ニシテ、が
優秀な人と、いわなければ、けりかう、いつへかと、うハ、
ませ人が抜のれ、課が困る、では、すいかと、うニトモト、
ろが、その点に対する御配慮はどうですか、

。市長(田村利男君)十分考みて今計画一々く、おわけござ、ま
す

。三四季(松本勝太郎君)ニ、課の仕事でござりますが、課の性
格といふ、アリカ、そうちうも、で、これは市長の命令下お

いえでやろへどすが能動的で、企画課が自分で
自分で考へて、市長へ、うとうかと、ううと下進
言する、とヨリやろか、それとも各課がつゝ、事務課
よ、くは動的に動くものであるがその点

。市長(田村利男君)もちらん市長や助役が考へつかは、と
自分で考へて企画課へ市長に進言、やうやく
そつとうことは取扱アーティストとまだ行き届いた
市長がこれ下切ると、うこともまた可能であらと田
子、まだ市長が此の人の御要望によつて、ううもし
の下やうな件はからぬ」というような決定線をば
ヨーハと見て企画課に命じられ調査せよといふ
ことはあり得る、一と言えば両作戦でござります。

議長(山本昇君)おはかりアーティスト

御黒議ござるを人か

(「黒議」)と呼ぶ者あり

議長(山本昇君)の黒議官と認めます。

よって本案は原案通り決定(六一五)一六

暫時休憩(六一五)ます

午後三時五五分休憩

午後四時一〇分再会

議長(山本昇君)休憩前(六一五)続々会議を開きました

六二二まゝ出席議員数三二名、本日へ会議に追加議案
とて議案第五八号議案第六五号の兩案が送付されました

一六

五二九ト二二三す。西案(本日の用意)追加一十四万

負山市議会

大議題といふ一項すく御用議事にてせん。

(「用議事」と呼ぶ者あり)

議長(山本昇君)御用議事と認めます。

よて日程は追加されま

議案下配付にてさせます

(議案本配付)

議長(山本昇君)議案の配付漏れぬことをせんが
ハ一と認めます。

議案第五八号下上程(アラモドキ)

(書記 読説)

議案第五八号一部事務細合の設立につて

厚生課長(甲藤幸太郎君)議案第五八号につて御説明申一

(アラモドキ)

音館山市に隣り三方村と隔離病舎(同)を有共

处理の目的で一部事務組合を作りたいたいと云ふことである。

この一部事務組合へ方法でござりますが地方自治法第三八四条の第一項の規定によつてます両市村における事務にて協議下さるモ一ヶ月下規定案下決定下さること

その規約案下西市村議会にかけモ一ヶ月議決されモ一ヶ月議決次書下添にて知事に許可の申請下さいます

許可ありますとあつては一部事務組合が設立されるとい

うことなります。この第一要素とハモ一ヶ月下

規約案の議決下に願ひするやうです

規約案の内容につきましては概要下申一式ハと申します

第一章は御覽の通つて普通の統則的なもの申します

す。二章は省略ハモ一ヶ月第二章の組合の議会でござります

す。この組合はこの規約下モ一ヶ月組合議会下四月八日と

Kさん、これあります。この議会へ議員は九人で定数といふし
王一で館山市が大人三方村が三人で割合で兩市村の議会に
和合してそれ一个の定員へ組合議員下選舉していな
くという結果になるわけござります。

次に第三章の組合の執行機関でござりますがまずこの組
合の管理者と助役並びに收入役下あくことになります
管理者へ選任につき王一では館山市長下管理者と下る
それがつ助役收入役につき王一では管理者が組合議会の
同意を得王一で選任するという規定ござります。

ひふ助役收入役へ任期につき王一では二年と下ると
いうことになります。ひふ執行機関へ一つといふ
て第一條につきます。ひふ執行機関へ一つといふ
監査委員へ選任につき王一では二名館山市の監査委員
下もつて充てろといふことござります。

次に第四章、組合へ経費でござりまするが、一、二、三、四
五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四
の今後将来にあきらめて、この組合の利用は、
多く賊産より生ずる收入と並び、館山市並びに三
芳村が分担いへます分担金下もつて、この組合へ委託
下支弁するといふことになります。なおこの分担金の
負担割合がござりますが、これは三芳村と協議の結果
館山市が分担金額を一〇分の八、三芳村が一〇分の二と
割合を負担しようといふものでござります。

以上がこの廻約案の概要でござります。なおその他別
紙に添えてござりますが、この伝染病隔離病舎へ建設
方針の大筋だけを印刷して示してござりますので御
参照くださいと因ります。又、郡医師会から
要望書も合せて写して添えてござりますので御参照

範
“ます。

二番(勝田順一君)不尋ね“ます

三芳村と館山市、分担の率の三分の一と三分の二で丁が協議の結果です。どうあります何が根柢があります丁がそれから同時に議員が館山市は六人三芳村が三人と、うなぎも協議の結果です。どうあります根柢があります丁が厚生課長(伊藤幸太郎君)の監督の分担割合でありますが西古村へおまかせて協議します一つ資料といふヨーで館山市と芳村の国勢調査の人口下一定といたしましてわけでござります。どういふ一マニテ平均割合、いわゆる均等割合は二・六%下考をマニテ各一・%下つて丁とされのがあとのハ・%下人口割合として計算、大一・%下と約一人吉リ四十五円余ござります。計算式ナリますと館山市が二百八十九万六千から三万六千人

方が六十の方といふふうな大体の数字がでたわけですが
まず下の場合は今申一エリミンした数字下總管の
ペーベニトでみますと館山市が八・%弱、三芳村が一・%強
といふふうな数字によるわけですが、まず一で二つ下
半端の数字ではいろく計算の問題もあらうから
一本どうぞうう一つ分の八・%分の二と、う割合はどうだと
うことで関係者にてナリマーで協議下べーためりご
ざります。それから次の総合議会の議員の数でござ
ますがこれは二、六とも書いたござりますよう何名
ナリ川ば、ナリよ、といふことじやござませんけれども
ハタハ組合の通常上さうあります大勢の議員さんで
もと、うことで一応六、三、割合下もちで一マ九名とい
うことご協議ハベーナカゲござります。以上でござ
ります。

。一、喬(黒)川佐太郎君一事務員へ數がうべて五りますせんが事
務員はどの位ありますか。

。厚生課長伊藤幸太郎君これは管理者が任命することに
なります。が一応考え方とハーモニーでは館山市、南
係へ転員と三井村へ事務転員各一名あて二名程度
下積度考えたらよう一い人じやがいかういうふうに
考えて下さい。

。一、喬(黒)川佐太郎君一組合へ圣夏さすがこれほ連者がで
く場合はミスルへ下へつ音連うございますね

。厚生課長伊藤幸太郎君患者に対する圣夏のものは兩
市村館山市へでた場合は館山市三十分でた場合は三十分
これは伝染病予防法によりますて計算せられます
議長山本昇君おはかりいへます

議案第五八号討論省畧原案通り決定ハダ一了了ト

御里譲あり日せんか

(「里譲」と一と呼ぶ者あり)

議長(山本昇君)御里譲りと認めます。

す。本案は案案通り決定にて一了

議長(山本昇君)統へて議案第六五号下上程にて一了

一書日記朗説)

議案第六五号 館山市衛生処理場設置条例へ制定にて
厚生課長(伊藤幸人郎君)六五号議案へつままで御説明申

一エゲテ

この条例は館山市のし尿処理場に対する名称と位置
下条例化をうとするものであります

この件つきヨリマサは御承知へようへ去る四月に對策審議
会が設けられテ一月廿三日付モ一ノ

あらわる角度から御検討御調査の結果一市長に対する
する答申がござります。それに基いて市長とい
ふ一市長で答申ドつゝモテマサニ検討ハヨリテ結果
セハ執行部の意見も同様でござります。書ひ
てござります大賀地先の同番地へ処理場下設ける、そ
ういうことござります。お名前でござりますが
は普通一死処理場と呼ばれてゐるわけでござりますが
「つく考之モ」セヨナト衛生処理場というふうに名
前下も、「つづくどうか」ということによつてお願い
ハセキス

一、安西政治局の処理場設置問題につきモテハ
「ろ審議会など御努力してることもよくわフリモト
キタニウ一ハものが館山市だと、非常にて要する
と、うことわがるべくござりますが今までは人間全過

下へと、ここで、どうか、秀之マーで地えへ方々へと人な
向とも、で、いかが、市長さんなどは、こ、だすまでに折衝
され、と、いうことは想像されず、で地えの意、何がどう
であ、べく、と、いうこと、下、お尋ねいづります。またそれ
に、村一チーでもちろん、いろいろ、一チーのですから、い
う、うの空気はあらうと、因りますが、大勢と、てどんな
空氣であ、べく、と、いうこと、下、ます下、お尋ねいづります。

次へ、うへ、今までに説明も受け、ある程度、了解は受
けている、で、ござりますが、今後、二、三もの、ため、物心
両題、つき、チーで、市当局へあ、ては、どへようへ考へて
あります、二、三、下、お尋ね申一えります。

市長(田村利男) 設置場所、設置地元の全部の人の御意見

聞く、わたくし、参考、せんが、ある、ちの、有力者の方々へ

御意見下聞させて必ず一も全面的大賛成である
といつ誘致運動の一言葉は得られませんが、人でなければ
れともせし納得する絆があるといふこと、市長の方
にて譲り受けたる条例でござります。
第二点といへば、一にて補償という言葉をお使ひな
うござりますが、あるいはそれによくても、と利益にける
場合があるかも知らうございます。まことにく
損害下与えると云ふこともあるかも知れませんが、さ
れにて一毛でもそつゝ事態がある場合はとま
は前段おいて積極的な対応は責任下もって處理へとい
ふわけござります。

九番(吉田勇治郎君) おお、お安西議員の質へて質問がありま
したが大体重複するものもありますが、今へとめお伺い

基本的にはこれは当然一日も早く作らなければならぬが、
こう考えるもめあります。いろく過程はあります。
が本日ニ一ト実始として鎌山市衛生処理場設置条例の
制定といふことの運びに相す。大ことについて本日とまた
ま関係団体の陳情があり、て漁業権についての云々と
いうことが初めて耳にされやむりであります。漁業権
と申しますれば岡でとえればゆうべ宅地であり畠で
あり田である。こう法的にもみなされておるのですが、
すこゝの人たちが疑義下はうすよう場合が設けられ
なかつたといふことに対しては少しきずきではなかが、
こう考えるものです。これにて今後どういうよう
な考え下もつておられるかそれからこの危惧され
いることが補償問題でありますですがその前に申一と

でいことは当然完全处置ということが目的であるので
害がなきとは認めくは前提として認めますが今ま
での説明でも認めますか喫族あるいは穀根資深等に
おいて云々という陳情があるのですが一々これかもし
灾害があつた場合、考え方についての御答弁下合せてお
願いする所であります。

市長(田村利男君)水産業者に対する問題のほうでござりますが
今後は天候と安西議員に申上工事モードより業者と十分
に話し合ひまして納得下りうあらゆる努力とはかりたい
と因ふうわけでござります。

さう天災害等が起つて場合におきモーとも先ほど
の答弁同様十分市として本當に灾害があつたら市
費用にて補償しければならぬないと思ひます
そういうこと下含めて今後十分考慮して処理していき

大いにうに考えあります

議長(山本昇君)おはへりへべります

議案第六五号討論省署票未通り決定へべります

御里議ございませんか

(里議なしと呼ぶ者あり)

議長(山本昇君)御里議なしと認めます

よって本案付票案通り決定へべります

議長(山本昇君)続いて議案第六〇号乃至六三号第一括上程
へべります

(書記朗読)

議案第六〇号 昭和三十六年度館山市特別会計公益貯金歳入歳出追
加更正予算

議案第六一号 昭和三十六年度館山市特別会計国民健康保険歳入歳

出追加更正予算

議案第大二号 昭和三十六年度特別会計と商場歳入歳出追加更正予算
秘書課長(山谷潤祐君) 議案第六〇号 大一号 六二号 三議案について
御説明いたします

この三議案の予算の追加は午前中議決となりました。駆員
の期不手きの増額額分でござります。三議案とも予備費
充當いたしましたので賛成といふべきです。

議長(山本昇君) おはがりいふります。

議案第六〇号乃至六二号原案通り決定いたしました御
里議をやめさせんが

(「里議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山本昇君) 御里議なしと認めます。

さて三議案は原案通り決定いたしました。

議長 山本 春一君 続いて日程第一 議案第六三号下上種

了了

(書曰 記 語 読)

議案第六三号 昭和三十一年度館山市特別会計休養施設歳入歳出追加更正予算

被書課長 山谷潤次君) 六三議案にて御説明申上あります

歳出の予算費の中の職員給十七才六千四百月追加計上
ハセイヨーハセカニ此は從来國民病合、調理人が臨時で
アーバンで本採用ハタゞ、めに計上ハセイヨーハ
ニの賃添とハセイヨーには一部下調理士の預金され
テ更正ハセイヨーと賃添に充てテヨーハ

次ハ諸手当ハ駆園手当は調理人にに対する諸手当下計上
ハセイヨーハ サ五期末手当は先ほど増額にセリモ
一六分下合算ハセイヨー計上ハセイヨーハ

商工水産課長(羽山 審雄君) 説いて御説明します

次はと説明のありまつて償金十万円下更正一月一六、

これは調理人の給料へ詰み替えてもうござります

なお二四節の工事請負費十五万円ふ額は一月一六

六のは食堂のバラニダ六日除天幕工事下施行一月一六

人計二二八一六けござります

なお二五節の備品費

費用をじやいりますがこれは現在ありますたんせんあるいは

内八大寝具衣服の開保でござりますが現在もや、不

足りませず上下増築されるとひお粗き考えられます。されに追加下ふ額は一月一六

六はます 次は備品費等準備品でござりますが

これも同様く増築不足分下購入一月一六

なお二六際飲物下冷すため電気冷藏庫一個これが下
購入一月一六人計二二八一六けござります

議長(山本昇君)正月一日ノハマニテ下

議案第六三号討論省畧原案通り決定ハナシテ大御典

議事記入者人カ

(一票議付しと呼ぶ者あり)

議長(山本昇君)御異議ナリと認めテ下

ナ、ト本件は原案通り決定ハナシテ一六

議長(山本昇君)統合日程第一議案第六四号下上程ハナシテ
ナ

(書記 語読)

議案第六四号 昭和三年度館山市歳入歳出追加更正予算
。秘書課長(山谷浦惣君)六四号議案ハナシテ御説明申一上
ナ

歳出各款ハ賄賂手当期末手当ニ付於三四九人分計ヒナ

めておりませんが、これは先ほど議決願ひました期未平当へ増額分でござります。

總務課長(山口 実君) 管理二課市役所費又満品費はもつて十八万八千円 大会議室 机三脚これは今まで大会議室に机がなくて全合の場合に不便下さるべふ、六月度ござります。今回十八万八千円で二月下請へ一よりと下ろもへてあります。建設課長(新井重助君) 土不貴につけて御説明申上ります。

三項河川港湾費にて、第一モード負担金補助及び交付金の欄で二百三十五万追加負担にてござりますが、二月はかねてより計画され、今ままで本工事高崎港の同

港下干潮メートル五ロヨメで、第一モード工事費が約二十三百円位か、ろということで本年度にて着手いたすわけござります。本年度は七百五十万円、三割下二、六負担金と一々渠下納めますので三百二

十五万円下計エーベルケでござります。

庶務課長鶴沢貫覧退教育費につれて御説明申上エリテス
教育委員会費の諸手当へ中の駆員手当、退駆手当九
千七百二十円計上一ノハシドリマサガハレは三月に退駆
ハラニヨード事務局の駆員一名へ過駆手当でニヤマサト
小学校費へ備品費で十三万計上ハラニヨードカハルは
北条小学校へ電子オルガニズム購入費でニヤマサト
ハ玉駆源は現在使用不能となりエーベルケアモ壳松
ハラニヨモハ下駆源と一ノハナトモト

第五項、高等学校費駆員手当へ超過勤務手当
二万三千二百円これは今度高等学校へ定時制へ駆員
ハラニヨードミルク、給食補助金の制度が設立され
一ノハナノミルク、給食補助金下交付されることハラニヨードハラニ
館山市ハラニヨードモニハ定時制の生徒ハミルク、給食

モーダーといふもので、この超過勤務手当は現在モーダーです
夜間の便丁の超過勤務手当でござります。

賃金二万二千二百円これは給食のために調理人と一ヶ月一人
一日百円二分二日分下見と人代わけでござります。

食糧費十万五百円給食の備品費で十五万これは給食料
必要なる器具購入費でござります。この食に要する

費用下合計一モード二十九万四千九百円でござります。
それから旅費へ百円ござりますが、西外視察旅

費 今回三大年度の海外派遣選 高等学校長とモード
モードで館山高校の山口校長が内定一モードモードの
で、そのために欧米視察の旅費でござります。

あと幼稚園費以下は期末手当、追加分でござります。

福祉事務部長喜谷川宏治君（社会及び労働施設費について御説明

甲一二三

五十六万八千百円計とハーモニーハウス料人件費以外
のもので三項の便童福社費といふ一子一工事請負費
を三十万計工いたヨード。これは今回布良地区に建
設されまつたユース木スティルの敷地まで付与する取付
道路工事費と一区十四万五千円下計工ハーモニーハ
ウス内約七十五間に付する幅三メートル六八セニチ、道路下
括張あるハド鋪装ハドハドニラハナ計画にて下
ります。それから次の四万五千円は敷地内ハ水利ハ便
がシヤハモセ人の井戸下掘るニラハナヒトで計工ハ
ハーモニーハウスから遊び場の設備工事費と一区
十一万計工ハドハドナ付与します。これはユース木スティルガ
大体子供中心の宿舎でござりますのであら邊に遊
ひ場がシヤハモセ人の子供の遊び場兼見晴台
あす屋、ラニコ石垣等下見込みナリて十一万計

上 二 三 七 六

國民年金事務取扱費と一月一千九百十一万六千五百二十五円六角六分
一月一千九百一十五円六角六分の旅費の一方二千円は年金へ手帳下交付
するため行政区の担当職員下便にて手帳下にそれの
旅費下許上二三七五二六

これが報償費と一月九万円計上二三七五二六二九
は今回条例だけではなく予算措置によつて取扱い下
ハターハトハラ考えござりますが年金へ保險料
下納めると簡単申しますと納稅組合の手帳は
ものを作つてやつてはいハラハラ考え
てありますのでこれが賜り獎励という意味も考え
ヨード約二九〇〇人下対象一月年額四百五十万円程
度のもの下納付六月六日納付下お願い一月六日それ以
前一月百分の二の額下報償費と一月差一上アヘンハラ考え

いう考え方で計上一ヵ月であります。負担金補助及び交付金と一ヵ月計上アマーニー六、これは年金事務の都市研究会が行つてあります。これがに対する負担金が今回八千円といふふうに決定されたのでそれ下計上アマーニーズ。

厚生課長(伊藤幸太郎君)保健衛生費について申上いたします。

二項の予防接種費でござりますが百五十六万円の追加でござります。これは御承知のように最近大きな問題でござります。あります小児マヒの予防接種に要する費用でござります。この費用は三十三年の四月一日から五年の九月三十日までに生れた子供に対する小児マヒの接種費でござります。なお委託料と一ヵ月五千円上げてあります。これが医師の雇用料でござります。なお小児マヒの百五十万五千円の費用であります。一ヵ月は六十四万六千円の実費徴収金の收入

下見込んでござります。

一〇項へ清掃費でござります、三百五十五万円の追加で
ござりヨーてその内訳といふと一チーで旅費の十万円、
これは一ヶ月処理施設等の視察旅費の予定額でござります
また、不食糧費五万円これは諸會議の賄料貰込みでござ
ります。手数料、十五万円は現在市街地の下水道
のどぶの運搬下時期によりヨーでは清掃の係が手の
手からハ場合がござりますのでそなうな場合は
一本運送業者等に委託ヨーてその都度運入である
現状でござりますのでそれらに対する手数料の概算で
ござります。次に借料及び掲料二十万円これはし尿
等の防空壕の用地へ借上料でござります。これに
つきヨーではすでに御承知のよう処理場のできち間の
暫定措置とハヨー現在非常下せばつまつ大向

題でござりますので從来は業者にて一応手がけておつたものといたしましてはとうてい処理が不可能でござりますので今回市に引き戻して適当な防空壕等下市の責任におきまして信用にてまーでそうちの業者の便宣下はかかるやううといふふうなどニシス防空壕等の使用料下三十万円一応個人でわけでござります。

それから委託料二三十万円もやはり今申一エリマーハ処理ハ一つの方法とハマーマーで西岬浜に神戸地区にわたります海岸砂防林下利用ハベーマーで適當な個所に封一て一處の埋没下ふ頼ハマーハイつまりこれにハリヨーて砂防林の松の育成も考之ラルヨーヨハ私どもの方ハ一處処理ハつきマテ一石ニ鳥と考えこの方法下考之大あつうと困ハマーマーで一石ニ鳥と考えこの方法下考之大わけでジヨリマーマーでは現地の砂防林

の関係者の協力が必要でござりますので一応協力費として十万円程度下見込みます。

次に工事の請負費の大五万円でござりますがこれは現在たゞま甲一エギモード防空壕下の借りハバーモード貯留槽と使用へ不すゆけでござりますけれどもそゝ防空壕の締切り工事費といふモード概算三十五万円下計エハハ一くわりでござります。

次のゴミ捨場の施設の工事費下三十五万円見込みでござりますがこれは各地域ごとにブルーパー共同のゴミ捨場下作にてハクモクツノ獎勵モード一モードあるわりでござります。これは地元の利用者の方から半額市の方で半額工事費下もろモード二モードの施設ノ獎勵モード一モードあるわりでござります。当初見込みモードものが非常に不足します。そこでモード一モード将来のことと下考えて二モード計エハハ

六一三一六

試掘費と一て三十万円はし屎処理場の一つの資料と
ハハーモニーで約三ヶ月下れベリます 水深の試掘でハハ
ーモニヤギドリマスがそれた西モード貴用ガシヤハ
モト 次の備品費の西三十万円 ニ川ハハキニーハカ
ーし屎の吸取り運搬車ガシヤハモト 当初ハ昭和
三七年度の計画ガシヤハモトハケレども現況におき
モトハ非常ハ功迫ハアモト状況ガシヤハモトハモト
ニハ際一年繰リエグモード本年度ハ購入ハハモト
ておもハ学校公共施設そんらヘ面下重点的に市
管ハ汲取り下更ホーダーハイヒトヒトで購入費と
一て予定価格百三十万計上ハモトハケルガシヤハモト
ハウーハム類ハシヤモト

商工水産課長羽山亮雄君)水産貿易について御説明ハハモト

今回水産費で六十万円の追加をお願いいたしました。
これは去る昭和三一年に北条海岸におきテ一ヶ皇太子殿下の御臨席下仰びテ一にて挙行されテ一放奥祭下記念マークモード放魚祭記念碑下あの地区へ設置一は、ニウニアニ工事請負費用におきモ一ヶ月十五万円その他ニ用に要する費用下計エハマークモード六十万円額マークめりでござります。
次ハ一項の観光費につけて御説明アリテます。
觀光費は總額で十五万八千円の追加をお願いいたしました。これは当初予算で計上マークモード部分の不足額ハ内包する監視船の燃料につきモードは日数ハ二二日未満です。燃料不足あるには修繕料ハおきモードは老朽腐朽へ度々貢積り難い、ニウニアニ点で那古船形の休憩所の修繕へ計上マークモードはお工事

請負費にて三三三にて今度新規に崖の觀音の下へ公
衆便所一ヶ所これは仮設のものですが大体工費七万円
婦人用四個 男子用三個下作る なま木桟橋際へ寺初
予算で五万円、議決下願ひよりて觀光業内所下へのト
バブロック建てて堅牢なもので一ヵ月体裁のいいものと
變之大い 二つハラニと非常にてんて下リヨリニキ
内所下新設ハラベハ その不足額三万五千円下計工
ハラモード それから船形海岸の休憩所の移転工
事これも底下ハニウトハラニ要する費用がハルカリガハ
ハリモドヘテ追加下リモード
。總務課長山口実君)一ノ款公債費追加額百七十五万一千
五百円下つて御説明申一エレ申す
今回地方賦役・課金化とハラ特別措置とハラモード

て昭和六年以前の災害債について全額地方交付税である、こういう指示がござつたので、六年以前の起債額 年間額にて追加いためでござります。

歳出前回まで三億九千二百八十九万五千八百三十円 追加額 千三百六十四万六千三百六十円 歳出合計四億六百五十四万二千三百九十円

次へ歳入へ移ります。

歳入の千三百六十四万六千三百六十円の賛添内訳といふと一千一百四十円の繰越一金といふと一千七百七十万ニ千一百十円 残額の七百七十三万ニ千一百十円はこの三款より九款に至る歳出を説明へあつた各節の付記へ通じでござります。以上であります。
。九番(吉田勇治郎君) 土木費の専付金についてもう一度御

説明下願ります

これと同様に金事務取扱費は実保にて同一しべいと
思ひます。私ども地区では百円納める所大体半
日かかるそれも半日にて往復一時向半かうなけれ
ば納入ができない。ヨードヤ館山に行けば一日かう。
子供にて半日こういう状態の納入方が行われてゐる。
うこヨド木端では完全になつておらず、さうで十分が今
後この問題につけてどうする方法下と見ていいのが
ある。徴収方につけて現行のあり方とまた今後の方法
につけての即説明下願いたいと因ります。

それから一括にて払う場合にはどういうふうにするかそ
の点につけて御説明願いたいと因ります。
建設課長(新井重助)土木費の専付金ござりますが
七十五万円は萬崎漁港の新設の負担金三百三十五万円

く井一馬す三分の一トニルた見込んだやけでござります
す。これは當初廿四、話で丁が相模港而良港といふ
時代があつたのでございヨーへニウ者等は各工事下
付とニーヨーても組合が至貴下員裡一マシツトベで
ニスハモト。昭和二十五、大正頃です。相模港が自不貴
頭相港とナリヨーであらゆるもののが自貴でやつてく
ル所ハラハラシトドケルヨーとその時ニツツ組合ハルが
合併して高崎港の大正修築工事下始めようといふ
大正ノ前提、下々高崎港とナリヨーであらゆる工事
は畢竟工事となるべでござります。さみ吉時第一
期工事ヒテ計画され、高崎港がござりますがな
かなか詰一ノヨリヨリモせんべに連れて参ったるこ
そハモトがもうすぐ算二期工事ヒテアリモす
つた一石向港の而良港下ニスートル五〇に据え
一

モード利用価値の増大下ばかりその後において修築工事へ入ろうといつ某の方針でござります。負担金につきモードも現在三つの組合がございまして協議しておりますので一本、六十五万円計上一モード。

(福祉事務所長)長谷川広治君(年金團体ご玉答之申一モード)おどりの方は現在まで各地区と申一モードも出席前単位会ういの地域下対象モードで着手下もござります。

その場で納められるとモード方式とモードです。モード西岬地区モードと幅と申一モードが生産所モード方ではモードだけ納税組合モードは組織下作つて納めていがくモード将来指道モードといまびとモードです。モード年金團体・保険料は市の收入には一六六も公ら公モードモードモードとモード納税組合の

ようひ多額の報償金が出ることができるが、ところが
難点で、それが「三十」それから全納六ヶ月では
一年納めますと千二百円一千一百円になりますが三十
月あります四十円の割引きと「う」と下なしてエント
する。一ヶ月は全納にする場合はあらかじめ届書下
べて知事の許可下りてから割引きされても下
全納する。こういうことより、エントモード非常ためん
とうでござりますが、できるだけ一ヶ月以下でそ
して労力とか時間とか便れないようドーテ納めてい
べくニラハウ考え方でやりたいと御します。

。九番(吉田勇治郎)君:「この説明を了解」「ふーいー六
手数料は安くとも地域の人たちは必ずやりますので
なるべく早い機会に納税組合等に部落等に下さつけるも
ので、一月から二ヶ月法下すみやかにとつて、六ヶ月

と希望するもので、大いに実現していいとおもふ

この目安見通しにつけてお同様に一々

福祉事務所長(長谷川広治君) 大体九千円を予算下許上へつて
一月ニ三回組合というふうに予想下にて、玉リチア

モデル地にて一月館山全地区のもの下一つやつてみたが、

あと自發的大作リ大いにこういう場合のみ私どもは本年

度御幹継下申一ヶ月半すが和^ハ方であるべりと申

一月半か作・べら・じやひかといふことはなるべく避

けて地区の人々方がどうでも作り大いから、こういう

ことのないやつでいいく、今年は人員等もありますのでそ

ういう考え方でござりますが三七年度にさりとて人

員等の補充がつけば積極的にやっていくべし、ハハ

うべ考えております

。九番(吉田勇治郎君) 地区へ訪一合、下つけ玉て例之は

身近の事例で申しますが伊戸部落で会長がみんなが行くのも大まだ和氣いって実施される事で市役所にいって御相談してみんなの令下買つてあります。こういうことからようやくござりますが

。福社事務所長(長谷川庄治君)はようやく御希望に沿へば、ヒーラー、
うえ考えてあります。

。三一春(田村喜兵衛君)高等学校長海外視察ニ付は補助費
と一ヶ月十五万ありますね そのほかに寄付金として六
十五万ありますね れはどういうわけですか どうい
うところへう寄付金は入ってますか

。庶務課長(鶴次貫賞君)御説明下さいます

補助金は国庫補助金でございます

寄付金は本人の負担として市の方に納めていく人とい
うことであります

。市長(田村利男君)：「問題につけてら」と御説明申一エ
ウます。大体歐州へア入り力下回つてくる費用が
百萬円か、さわゆりでござります

今回市立の高等学校校長 千葉県は二人で五〇名位の
团体、校長視察團といふのが派遣されることがなつた
のでござりますがその場合國へう三十五万ペーペーで
あとは自費なり。市長といふことにすこぶるおろゆり
でござります。県費は一つもござらず、いわゆり
す そういうこともかない。さて今後セナ五万円
のでどこうにつきヨーロッパとモ適当に折衝一二みテ
ナラレヨリ市へ場合も秀えますと市の校長である関
係上市へうもいくつかの錢別ヒューフラウドモアマダリ
めばハリハリないと思ひます。そういうようなること下考之モ
一で大体県がだざな場合八は十万ハニナ万五ペーで
あ

と五千万あるのは六十万というものが個人販賣といふの下
覺悟の上できん人の文部省へ参考へた、という希望下述
べてあるわけござります。県は「くわだすかわいわうす
ヨハ九月のことになりますのでそんなり早く立ちつけ
ルとも市といふても外國旅費もじぶんせんせん
市長と助役へおきよーて通常額下限とともにうみ合せ
ヨーで考慮一々「ミラ」うりでござります。

田舎(飯内義男君)結構なことなんですが市の予算下通
じやる必要がないうつに困つたのですが國へうまた補助
金下そのまゝ本人へ市下通して渡せばいいのですな
が、日本と人ど自分へ金下だしていいんだといふことで
それともう一つ来年も来年も将来こういふものがあ
るのかどうか参考へ同へておきたいと想ります。

市長(田村利男君)市下素通へするという意味は市へう

百万円下べーべという公武は支給、証明が付いと外国
のドルが四圓之少い。そういうことでありて市べーべと
いう形下とうーて“べーべー”はいうふうにとど
こゑ“ます”

それがうる玉毎年云々といふことはないと思ひます
おと新一の役場がござつて一年一五年たつてあういうお
うなケースにさうかも知れませんが多分やういうことは
ざいと田代ます。あるいは五六小中学校にてます
だよどく那市にては参加べーべーもえがありますので
小中学校にておこなういうケースが起り得ることは予
想されます。高等學校ではます予想されないと思ひ
ます

二番(里)川佐大郎君一は今問題ですかこれは本人の意圖で
なく希望というか文部省の方に指名を申しますかと

食山市議会

いうことなりでこれは公的となりました。また市六市へ名
譽があり館山市の教育のためと今すとこふる大さりと思
うますのであるべく県から支出してあります。市六市と一
もよろしく個人の負担を輕減してせらよう下お願ひ一々
希望申一エゲます。

二九番)遠山ヨネ子君)小見川のワクナムことです。館山市
では今小回では發生してありますか。安房郡市ではど
うですか。

厚生課長(伊藤幸太郎君)正式の詔書はまだ聞いておりません
人が大体巷間一二で模様も立つてあります。

二九番)遠山ヨネ子君)初めてとすると接種する方ほど多く
状態がめづらう十人委託料がて医者がやさしくると
思ふが数ととづいて状態がめづらう十人

厚生課長(伊藤幸太郎君)二追加下請け一五丁該当者

約五七〇〇人ほどござります。さきうち第一回目下地にて
よりヨー^トニシテ実施一式より予すけれども大体該書者へ
九五ノは受け付けます。非常不虞係が高ニラシム
すすんで

三四重松本(藤太郎君)国民年金のことでお尋ねいたりますが
今回十一万の追加がでて下ります。これは丁解、ハーフです
が今みす丁と二百六十二万幾つかきてあるうち二百二十一
万一千が金が下ります。要下ろに半分
以上百四十一万三千は前回の持出一回んで下が半分と
金と一であります。うなのが、お尋ね一
本

福井市勢部長(長谷川宏治君)本年度の国庫補助額が何。
リハマニ千七百人の貯蓄年度の実績下お見えたため現
在それではなつて下ります。が本年度の国庫予算サハ

秀之手下と約六十一万円が市へ持出され、あとは國の金で
まかねえろへではないか、こう秀之へより手付
三四番(松本・藤太郎君)そう一着手とハセニテ一三けども
注文手付手付

福祉事務所長(長谷川 広治君)補助金と市費との關係に
ます。約一割八分

三四番(松本・藤太郎君)手付と現石子算にてあります
の下みろと三百六十万でござります。手付五百三
十一万幾う一かきておらせんね。私がいづれ百四十
一万といふのはほか、補助金が何がでカバーされこころへ
です。

福祉事務所長(長谷川 広治君)国民年金事務委託金にて
参ります。が、本年支は額がは、さりに八十せんへで、昨
年度の実績下ふるべし、計二、三、一千六百のと本年度

の最終の補助額とは差があるといふことになります。下
三四五、松本 藤太郎君へ以下ハテーテーとも政府の委託事
業にて、されば左一〇百萬だニ百萬だということと市費
下持だすことはわれ一〇と一〇も感づひきなうと思つ
共済も市費が三十万でござらうで丁が三〇うのは
ういうへは三十万の三〇うは、高等学校へ校長先生が
海外視察下する場合でしわ下が三十万が三十万がださすい、
こういうこと下考えますと左一〇と下市と一〇もや、て
五万の三〇下から一〇に委託事業下されどなくとも
国民健康保険下へてもさう委託事業というへは事
常だ多くあ々、これも市費でや、こおろのがある、こう
いう字で将来一つこういうもへん社へは国民年金と
いうもの下市へ委託一〇やろけれどもその整理内容
といふものは國から幾う市が幾ら付だすへば、こう

いうこと下私どもたもは、ヨリ故えていいべきべし、それ
に対する市長さんにお願いするので下がこれにて上につ
きより自治体と一とへあり方下は、ヨリ一といひ
よべりこへようへ希望するゆけます。

(市長)田村利男君 国民年金事務へまた健康保険の事務
といふ問題につきましておきうく議長会にてても
同じこと下や、ていうしゃると思ひますが毎年一
国民年金は國へ事務下とり扱つておるもので事務責
は全額補助でなければならぬいといふ一年の痛いところ
に厚生省へ課長下呼んで痛めつけている 全国へ
あります その場合説明へ負けてきたる 帰りにく
るのこすがしかし總理大臣へあつた一つの条件の決議文
では国民年金の事務費は全額國庫負担へしても
らいといふ決議文下へておりますので國の方

でも十分ニベ要請下廻"で、"と因る"です。

一三番(黒川佐太郎君) 先ほど吉田議員へ廻向に対する答弁で大体わべりまーたがさうには、ヨリアセるためにお廻き一五すが国民年金の保険料の徵收ですが、高崎市よりは一日一から二回、同質下廻をなうとさへ時期ず天して困る、これは課長の耳に入ることあると思ふが今組合とか何とか作っておればいいといふ話を一々したがこの次までにさういふ運びによる貞通一があらかとうがお聞か一ます。

もう一つこれは別ゝ問題ですが昨年はいかへられて丁度乗車や、まよ々衛生車と申しますが力、やつて、そういふものが予防それが、まだなまながこの際せいやつてひづき、それに対して答弁願ひます。

福祉事務所長(長谷川元治君) 私とともに一ときは毎月一回であります。

リモード年金は三ヶ月に一回が納期限と云ふことなり
ます

毎月でありますのでさうなり回質権あるのは広
報等にてますのでそれ以下見落さないようにてい
たゞけられは幸いである。とうてても出張徵収と
きと同く会員などいうとさへ隣り近所の人々や、
てもうつても結構です一出張所でも結構でございま
す。それから組合へ結成でござりますが私どもの方
でありますから説明なり勅旨はいづります
あれゆうへんへ説明なり勅旨はいづります

二=豊里川佐太郎君今一問題ですがあくまでりといふ事
でかいことは指導一なけれは仕はらぬいわゆる
欲といふすかそういうものがいいところは市當局の
方で指導一作つてやろ。市當局はこの点も考へて

いた。また、玉木のところに、同賛へ回りが便りから
これらもやはりさういふ観点から考之なくてはいけない
こと思ふ。せひ考えていた。また

福祉事務所長一長谷川広治君(回賛板は一切廃めなさい)広報
でや、とあります。広報は各所に配布しなかりうだや、
エクリオナヘギヨウーくお願いします。

厚生課長(用藤幸太郎君)一年前までや、こより丁寧な
スターによる駆除をござりますが、これは一口に申しませ
ますとあの粉剤といつもの害虫に対する抵抗力が下
がくなってしまった、あるとこういう状態があるわけござ
ります。そこでまたスターによる粉剤散布による相手に金
額下落一なかつ効果があるかどうかさへ問題が現れ
あらわれてござります。

相談いたしまして御希望があればさるだけやりたい

と困りますけれども都合の方へ御意伺ひも十分お廻り
いたりモ一回希望がござります川ほ御相談にて
じたるニう秀えてエリモす。

一二三黒川佑太郎君(島崎)にはせんやつてしゅういだいと、う御
希望が強いくのであえて申一より次第でござります下
議長(山本早馬)おはかりいへりモす。

議案第六四号討論省畧原案通り決定(二)一モ下御
黙議ニスムセんが

()黙議なしと呼ぶ者あり

議長(山本早馬)御黙議ナ一と認めモす

よつて本案は原案通り決定(二)一モ一六

本日の全議はこれにて散会といふ一モ丁が次会は明

六月二七日午後二時開会といふ一モ丁その議事は
臨時出納検査委員会議員の互選 消防委員会委員の

選舉その他七八一月下

散会七八一月下

昭和三十六年六月三六日

午後五時三五分散会

金匱要略

